

令和7年度 第2回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年5月12日(月)午後2時から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
7番 福島 初代君	6番 瀬戸 孝雄君
9番 勝間田 美保子君	8番 小宮山 勉君
11番 長田 守正君	10番 勝間田 太住君
13番 林 忍君	12番 勝又 治彦君
17番 勝又 博之君	14番 鈴木 洋一郎君
19番 小澤 勤君	16番 横山 廣君
21番 宇田川 秀一君	18番 内田 奨君
23番 瀬戸 朝光君	22番 渡邊 一雄君
25番 根上 誠一君	24番 長田 光正君
27番 芹澤 泉君	26番 岩田 勉君
29番 高田 哲夫君	28番 中村 善彦君
31番 齋藤 浩也君	30番 芹澤 裕治君

欠席委員 (3人)

5番 勝間田 公博君	15番 長田 正之君
20番 土屋 壯一君	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第9号 非農地証明申請書の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 農業委員会に関する議案
議案第11号 令和8年度農地利用最適化施策に関する意見
及びその他農業施策に関する要望事項の提出について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和7年度第2回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 ー会長挨拶ー
- 事務局長 ありがとうございました。
はじめに諸般の報告をさせていただきます。5番勝間田公博委員、15番長田正之委員、20番土屋壯一委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。
会長よろしく願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、6番瀬戸孝雄委員、7番福島初代委員よろしく願います。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告に入ります。
報第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
報第3号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和7年5月12日報告。今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
- 会長 続きまして、報第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第4号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年5月12日報告。今月の5条の届出は6件です。

(番号1～6について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第7号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年5月12日提出。今月の3条許可申請件数は3件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 861 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 678 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,706 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1から3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和7年5月7日です。申請人と現地において調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

内容については、譲受人は規模拡大のため譲渡人から買い受けるための申請です。

効率的な利用についてですが、取得する農地は自宅から 800mで車で2分程です。農作業従事者は本人夫婦と子供の計4名で、本人夫婦は30年の経験があります。農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機を所有しています。現在所有する農地は水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても水田として利用する予定です。以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われま

す。耕作管理計画については、新たに取得する農地はこれまで田として利用されており、今後も水稲を作付けする予定とのことです。

転貸し等はございません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。

以上でございます。よろしく審議をお願いします。

会長

次に整理番号2について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和7年5月6日です。譲渡人と譲受人とは現地で聞き取りをいたしました。申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

内容については、高齢のため耕作ができなくなった譲渡人と、広い農地を探していた譲渡人との売買の申請です。

効率的利用は、譲受人は5年ほど前から自宅前の元芝畑を借りて、耕作をしていましたが、地盤が固いため、深く耕せる農地を探していました。好きな大根が作りたいとの理由です。すでに昨年の暮れより当該地を耕作していて、数種類の作物が実っています。

耕作管理計画につきましては、譲受人は非常に熱心な性格の持ち主で、作付けも上手で、4月よりJAが行っている農業大学校でも学んでおります。

転貸し等はありません。

地域との調和については、地域の取決めに従い農作業を行うそうです。

以上です。何卒ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に整理番号3について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

調査日は令和7年5月7日です。譲受人と譲渡人と現地で行いました。

申請につきましては、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

内容につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、高齢により農地の管理が厳しくなった譲渡人から農地を買い受けるための申請でございます。

効率的利用につきましては、取得する農地は自宅から10分程度のところにあります。農作業従事者は本人1名ですが、太陽光発電設備の会社を経営しておりまして、従業員の方は8名いるそうです。農機具につきましては、耕運機を2台所有しております。新たに取得する農地につきましては、3棟ビニールハウスを設置しまして、施設内でコーヒを栽培するとのことです。さらにその上に太陽光発電設備を設置して利用するそうです。

耕作管理計画につきましては、新たに取得する農地は、現在利用されていない土地で、すぐに耕作が可能な土地でございます。

転貸しにつきましては、転貸しはありません。

地域との調和については、地域の取決めに従いまして、支障の無いように耕作することです。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第8号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年5月12日提出。今月の5条許可申請は3件です。

整理番号1、2につきましては、一体の事業ではありますが、権利の設定について売買する土地と、賃貸借する土地がそれぞれあるため、申請上は二つに分かれる形になります。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 3,837 m²

転用内容は、売買による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 2,047 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号1と2につきましては、転用面積の合計が3,000 m²を超えるため、本日許可相当と認められた場合は、5月22日に開催される静岡県農業会議の常設審議委員会へ上程し、その後許可となる予定です。

番号3（議案書の内容読み上げ）田 4,615.18 m²

転用内容は、売買による資材置場の設置です。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

本案件につきましても、転用面積が3,000 m²を超えるため、本日許可相当と認められた場合は、5月22日の常設審議委員会へ上程し、その後許可となる予定です。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1及び2について、担当委員が欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局

担当委員から調査書を預かっておりますので、代読させていただきます。

調査日は令和7年5月4日です。譲受人の担当者と電話にて調査を行いました。譲渡人については、1名は現地にて調査を行い、残り2名については、電話にて調査を行いました。

申請行為については、譲渡人、譲受人の双方とも本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、太陽光発電施設の建設で妥当であると思われま

す。資金については、事業費は自己資金で対応できるため、妥当と考えま

す。他の権利者の同意については、他の権利者はございません。

転用時期については、許可後速やかに着工することです。

他法令につきましては、市の土地利用は承認済となります。

転用面積については、太陽光パネル972枚と変電施設を備えた太陽光発電施設の建設であるため、適正であると考えま

す。周辺への影響については、周辺農地への影響はないと考えま

す。整理番号1については以上となります。

続いて整理番号2について報告になります。

調査日は令和7年5月4日です。譲受人については、担当者と電話にて調査を行いました。譲渡人については、1名は現地にて行い、ほかの1名は電話にて調査を行っております。

調査内容につきましては、先ほどの整理番号1と同様になるため、省略をさせていただきます。

以上、代読とさせていただきます。

会長

次に整理番号3について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

26番委員

調査日は令和7年5月6日です。譲受人、譲渡人と私で調査を行いました。調査場所は現地です。

共通について、申請者である本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用の理由については、転用の目的は資材置場を確保したく転用したい。建設業であり資材置場は、必要性があり妥当と考えま

資金について、土地整地費、土地購入費、借入資金、調査、測量費合計 23,660,885 円で、借入資金と自己資金で対応するとのこと。

他の権利者の同意、他の権利設定はありません。

転用時期、転用時期については、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令については、静岡県盛土等の規制に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、条件を付して許可が出ています。

転用面積は 4,615 m²で事業規模から考えて妥当であると思います。

周辺農地への影響は、盛土等について先行して調整池及び沈砂池を設置するとのこと。

その他のコメントとしまして、資材置場は周囲をフェンスで囲い、第三者の進入を防止し、通路は砕石とする。また、周辺住民には説明会を行いました。

以上です。よろしくご審議お願いします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 整理番号 3 の田は作られていないのですか。

26 番委員 7 筆ありますが、保全管理されているところでございます。

会長 ほとんど平らのところですか。

26 番委員 先ほどの盛土についてですが、7 筆の高低差がありまして、平らにしないと支障をきたすものですから、盛土で対応するという事です。

会長 分かりました、ありがとうございます。

会長 ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第 9 号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

なお本議案につきましては、整理番号 1 に議事参与の制限に該当する委員がおります

ので、まず整理番号2から審議をいたします。その後整理番号1について審議をいたします。それでは、整理番号2について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第9号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。令和7年5月12日提出。今月の非農地証明申請は2件です。

番号2（議案書の内容読み上げ）公簿地目 畑 現況 山林 2,072 m²

こちらは、昭和35年ごろに植林を行い、山林化したとのことです。平成25年の航空写真でも確認したところ、山林の状態になっておりまして、非農地証明の要件である植林後10年以上が経過し「山林としての樹幹が認められ、将来山林として維持管理が見込まれるもの」に該当いたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

担当委員より調査結果の報告を求めます。

6番委員

調査日は令和7年5月12日で、本人と現地にて調査を行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

現況の様子ですが、山林で太さ直径40cmほどの木が生えております。もとは生活用の薪等の確保のため、雑木を育成していましたが、生活様式が変わり、その後、スギ、ヒノキ等を植林して現在に至っているということです。

周辺は元々山林で日当たりが悪いので、このような木を育成していたということです。転用から10年以上経過していることになります。

所定の手続きをしなかった理由ですが、農地法に無知なため転用手続きをしなかったとのことです。

農地への回復ですが、周辺も山林として管理されており、木もかなり大きくなっているため、申請地だけ農地として復元しても耕作は困難と思われます。

農業生産力の高さですが、土地改良事業等は実施しておらず、周辺も山林で日当たりが悪く、農業生産力が高い農地ではありません。

他法令には抵触しておりません。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、整理番号1について審議します。
なお本議案につきましては、10番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、10番委員はご退席をお願いいたします。

会長 それでは整理番号1について、事務局から説明を求めます。

事務局 番号1（議案書の内容読み上げ）公簿地目 畑 現況 山林 2,003 m²
こちらは、平成元年頃、耕作管理が出来なくなったため、植林を行い山林化したとのことです。平成25年の航空写真でも確認したところ山林の状態であり、非農地証明の要件である「植林後10年以上経過し、山林としての樹幹が認められ、将来山林として維持管理が見込まれるもの」に該当いたします。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 担当委員より調査結果の報告を求めます。

26番委員 調査日は令和7年5月3日です。調査場所は現地で確認しました。
本人が申請したものであり、内容に間違いありません。
現地の様子は山林で、太さ直径40cm位の木が数百本植えられています。その中に雑木が点在しています。
転用経緯については、平成元年ごろで不詳であります。農地耕作に手がまわらなくなってしまったことです。
所定の手続きをしなかった理由については、農地法に無知だったため、転用手続きをしなかったとのことです。
農地への回復については、植林してあり、農地への復元が不可能な土地であります。山林として周辺も含め管理されています。
農業生産力の高さについては、土地改良事業等は行われておらず、周辺も山林で日当たりが悪く、農業生産力が高い農地ではありません。
他法令については抵触しておりません。
以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 10番委員は戻ってご着席ください。

(10番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

会長 次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。
議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

なお本議案につきましては、整理番号12及び14に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1から11、13、15、16について審議をいたします。その後整理番号12及び14について審議をいたします。それでは、整理番号1から事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いします。

議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和7年5月12日提出。

議案書9ページの議案第10号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

最初に議案書の修正をお願いいたします。議案書15ページの整理番号14ですが、利用権の種類が賃貸借になっていますが、正しくは使用貸借となりますので修正をお願いいたします。あわせて、借賃も0円になります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が16件で、合計面積は65,687.29㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

整理番号12、14につきましては、後ほど説明させていただきます。

番号1(議案書の内容読み上げ)	3筆	10,064㎡
番号2(議案書の内容読み上げ)	3筆	6,504㎡
番号3(議案書の内容読み上げ)	2筆	4,674㎡
番号4(議案書の内容読み上げ)	2筆	400㎡

以下、ほ場整備中の区域の中間管理権の設定になりますので、まとめて報告いたします。

番号5～11、13、15、16(議案書の内容読み上げ)82筆 32,883㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
続きまして、整理番号12について審議します。
なお本議案につきましては、23番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、23番委員はご退席をお願いいたします。

(23番委員退席)

会長

それでは整理番号12について、事務局から説明を求めます。

事務局

番号12 (議案書の内容読み上げ) 11筆 2,185㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

23番委員は戻ってご着席ください。

(23番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。
続きまして、整理番号14について審議します。
なお本議案につきましては、2番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、2番委員はご退席をお願いいたします。

会長 それでは整理番号14について、事務局から説明を求めます。

事務局 番号14 (議案書の内容読み上げ) 2筆 2,474㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 2番委員は戻ってご着席ください。

(2番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

会長 日程8 農業委員会に関する議案を議題とします。
議案第11号 令和8年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の17ページをお願いいたします。
議案第11号 令和8年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項について、別紙のとおり提出したいので委員会の決定に附す。令和7年5月12日提出。

議案書18ページをお願いします。
本案は、委員の皆様にご提出をお願いした意見及び要望事項を事務局で取りまとめたものでございます。今後の予定は、本日ご承認をいただいた後に、県農業会議に提出し、県農業会議も県内市町の要望書を取りまとめて、常設審議委員会に諮り、県知事に提出するものです。
それでは、説明いたします。

(内容説明)

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 　　ただ今事務局より説明がございました。ご意見、質問等ございませんか。
（質問、意見等　なし）

会長 　　無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長 　　全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
これを持ちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 　（連絡事項）
1. 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検、評価について
2. 全国農業新聞記事（滋賀県　甲賀市）先進地活動事例の紹介・協議について
3. 各種協議会委員・会議研修委員の選出について
4. 役職・各種委員入り名簿の配布について
5. 担当地区について
6. 農業会議情報のご案内
7. うちわ（啓発用）の配布について
8. タブレット研修について（6月12日）
9. 次回総会　6月12（木）午後2時00分
　　　　　御殿場市民会館　3階　第7会議室

事務局長 　皆様方から連絡事項等ございますでしょうか。
長時間にわたりありがとうございました。以上を持ちまして、令和7年度第2回御殿
場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。

議　　長 _____

議事録署名人 6番 _____

議事録署名人 7番 _____